

亀山市告示第 1 1 3 号

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱

( 目的 )

第 1 条 この告示は、市外からの移住を目的として空き家住宅等の改修工事等を実施する者に対し補助金を交付することにより市への移住を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

( 用語の定義 )

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- ( 1 ) リフォーム 空き家住宅等を、住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で、移住者のニーズに応じて、住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるための改修工事をいう。
- ( 2 ) 移住者 1 年以上市外に居住している者で、この告示の施行日以後に市内に転入届を提出する者をいう。
- ( 3 ) 空き家住宅等 市内に存する新築から 5 年以上を経過した住宅又は建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、長屋（2 以上の住戸を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。）及び共同住宅（2 以上の住戸を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。）を除くものをいう。）のうち、現に使用されていないものをい

う。

- ( 4 ) 耐震基準 建築基準法施行令 ( 昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号 ) 第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律 ( 平成 7 年法律第 1 2 3 号 ) 第 1 7 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。

( 補助金の名称 )

第 3 条 この告示により交付する補助金は、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金 ( 次条第 2 項及び第 3 項、第 5 条、第 6 条並びに第 1 0 条から第 1 3 条までにおいて「補助金」という。 ) という。

( 補助対象者等 )

第 4 条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ( 1 ) 移住者のうち、転入前にあっては工事完了後 1 月以内に転入届を提出する者  
( 2 ) 移住者のうち、転入後にあっては転入した日から 6 月以内に交付申請を行う者  
( 3 ) 移住者と売買契約又は賃貸契約を交わした空き家住宅等の所有者 ( 個人に限る。 )

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としな  
いことができる。

- ( 1 ) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例 ( 平成 2 7 年亀山市条例第 1 号 ) 及び亀山市認定こども園条例 ( 平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号 ) に規定する利用者負担額等  
( 2 ) 亀山市農業集落排水処理施設条例 ( 平成 1 7 年亀山市条例 1 2 4 号 ) に規定する使用料  
( 3 ) 亀山市営住宅条例 ( 平成 1 7 年亀山市条例第 1 3 5 号 ) に規定する家賃  
( 4 ) 亀山市公共下水道条例 ( 平成 1 7 年亀山市条例第 1 3 1 号 )

に規定する使用料

- ( 5 ) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年 亀山市条例第 3 4 号）に規定する負担金等
  - ( 6 ) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成 2 7 年 亀山市条例第 2 号）に規定する利用者負担額
- 3 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- ( 1 ) 居住用部分に対するものであること。
  - ( 2 ) 補助対象者が実施するリフォームであって補助金の交付申請年度内に完了するものであること。
  - ( 3 ) 県内に本店、支店又は営業所を有する施工業者によるものであること。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象工事としないものとする。
- ( 1 ) 建物でない外構工事
  - ( 2 ) 容易に取り外しができるものを設置する工事
  - ( 3 ) 施工業者で調達しない設備機器等を設置する工事
  - ( 4 ) 他の公的補助金、利子補給及び介護保険からの支給を受ける工事
  - ( 5 ) リフォームに要する費用（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 条第 1 号に規定する同一敷地内の複数の空き家住宅等にリフォームを行う場合は、それらの費用の合計額。次条において同じ。）が 3 0 万円未満である工事
- 5 補助の対象となる空き家住宅等は、耐震基準を満たすもの（当該工事により耐震基準を満たす場合を含む。）とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、この告示による補助金の交付を受けようとする者が、補助の対象となる空き家住宅等を対象としてこの告示による補助金若しくは次の各号に掲げる補助金の交付を受けたことがある場合又は当該空き家住宅等を対象として次の各号に掲げる補助金の交付を受ける場合は、この告示による補助金

の交付対象者としなない。

- ( 1 ) 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成 17 年 亀山市告示第 68 号）による補助金（同要綱第 3 条第 1 項に規定する耐震補強工事に対する補助金を除く。）
- ( 2 ) 亀山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱（平成 17 年 亀山市教育委員会告示第 7 号）による補助金
- ( 3 ) 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成 30 年 亀山市告示第 92 号）による補助金
- ( 4 ) 亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 亀山市告示第 号）による補助金（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

- ( 1 ) 補助の対象となる空き家住宅等が居住誘導区域（亀山市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。次号において同じ。）に存し、かつ、補助の対象となる者が属する世帯が子育て世帯（15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯をいう。次号において同じ。）である場合 リフォームに要する費用（1,000,000 円（市外に本店、支店又は営業所を有する施工業者によるリフォームにあっては、500,000 円）を上限とする。次号において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額
- ( 2 ) 補助の対象となる空き家住宅等が居住誘導区域に存する場合又は補助の対象となる者が属する世帯が子育て世帯である場合 リフォームに要する費用の 5 分の 2 に相当する額
- ( 3 ) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 リフォームに要する費用（900,000 円（市外に本店、支店又は営業所を有する施工業者によるリフォームにあっては、450,000 円）を上

限とする。)の3分の1に相当する額

(補助金交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる提出書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ移住促進のための空き家リフォーム計画変更承認申請書(様式第4号)に提出書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所又は施工方法の変更

(2) 補助金交付決定額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、移住促進のための空き家リフォーム計画変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、リフォームが予定の期間内に完了しない場合又はリフォームの遂行が困難な場合は、速やかに移住促進のための空き家リフォーム計画遅滞等報告書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第7号)により申請者に指示するものとする。

(リフォームの計画の廃止又は中止)

第8条 申請者が、リフォームの計画の廃止又は中止をしようとする場合は、移住促進のための空き家リフォーム計画廃止(中止)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、リフォームが完了したときは、移住促進のための空き家リフォーム完了実績報告書(様式第9号)に別表第2に掲げる提出書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、リフォームが完了した日から起算して30日を経過した日又はリフォームが完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金支払請求書(様式第11号)により補助金を請求しなければならない。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項第1号又は第2号に該当する者として補助金の交付を受けた者が、補助金の交付日の属する月から起算して5年を経過する前に補助の対象となった空き家住宅等から転居したとき。

(2) 第4条に定める補助対象者等の要件を欠くに至ったとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付する者

として不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金の金額について、移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付決定取消兼返還命令書（様式第12号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

- 第13条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

- 第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

提出書類	備考
リフォームの工事見積書	補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの
リフォームの内容が分かる図面（平面図、立面図、断面図等）	
旧耐震基準により建築された空き家住宅等のリフォームを行う場合にあっては、耐震診断結果報告書又は耐震補強判定書	耐震性が不足している場合は、耐震補強計画書の添付が必要
移住者が市外に居住していることを証明する書類（住民票の写し等）	転入後に交付申請を行う場合は、市外に居住していたことを証明する書類（住民票の除票の写し等）及び転入を証明する書類（住民票の写し等）
リフォームを行う不動産の登記事項証明書	登記事項要約書でも可
確約書（様式第2号）	
所有者がリフォームを行う場合にあっては、移住者との契約書の写し等	
その他市長が必要と認める書類	

別表第 2 ( 第 9 条関係 )

提出書類	備考
移住者の転入を証明する書類 ( 住民票の写し等 )	転入後に交付申請を行った者は 不要
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書及び不動産売買 契約書
領収書の写し	
工事写真	建築物の外観、改修箇所等の改 修前及び改修後の写真



亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付申請書

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、  
リフォームを行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第4条に定める補助対  
象者等を確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請等について照合  
を行うことに同意します。

記

住宅 又は 建築 物の 概要	所有者の 住所及び氏名	子育て世帯 ・ その他		
	所在地	居住誘導区域 ・ その他		
	種類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）		
	建築年次	（その他 昭和 年 月着工、 平成 不明	（その他 昭和 年 月完成 平成 不明	
	階 数	階	延べ床面積	m <sup>2</sup>

工 事 費 等	予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	総工事費	円
	改修工事に要する経費	円
	補助申請額	円

添付書類 別紙のとおり

様式第2号（第6条関係）

## 確 約 書

年 月 日

亀山市長 様

居 住 者

現 住 所

氏 名

電話番号

印

私は、亀山市に5年以上補助の対象となった空き家住宅等に居住し、住民登録することを確約  
します。

なお、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第12条第1項各  
号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

様

亀山市長

移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の住宅に関する移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 住宅又は建築物の所在地
- 3 その他 移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 移住促進のための空き家リフォーム計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたリフォームの計画を下記のとおり変更したいので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

#### 記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 変更事項
  - (1) 施工箇所又は施工方法の変更
  - (2) 補助金交付決定額の変更
  - (3) その他

#### 添付書類

- ・ 改修工事見積書(変更箇所を示したもの)
- ・ 変更前の工事契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様

亀山市長

移住促進のための空き家リフォーム計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の住宅又は建築物に関する移住促進のための空き家リフォーム計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
- 4 その他

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 移住促進のための空き家リフォーム計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたリフォームの計画について、下記のとおり事業の遅滞等が生じたので亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

#### 記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由
- 5 工事完了時期(見込み)

年 月 日

様

亀山市長

## 指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する移住促進のための空き家リフォーム計画遅滞等報告書について亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

### 記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 指示の内容

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 移住促進のための空き家リフォーム計画廃止（中止）届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた移住促進のための空き家リフォームの計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

#### 記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 廃止（中止）の理由



年 月 日

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

移住促進のための空き家リフォーム完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたリフォームの計画について、下記のとおり事業が完了したので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類 別紙のとおり

様

亀山市長

移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金交付確定額 円

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金支払請求書

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 住宅又は建築物の所在地
- 2 住宅又は建築物の種類
- 3 支払請求額 円
- 4 振込先 ( 申請者本人名義の口座に限る。 )

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	支 店 出張所
	預金の種類	普通 ・ 当座 ( 該当を で囲む )	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第12号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

亀山市長

移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付決定取消兼返還命令書

年 月 日付けで交付した亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金について、亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により交付の決定を取り消し、同条第2項の規定により返還を命じます。

記

1 補助金返還額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付を取り消す理由

3 返還期限 年 月 日